

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 稼働休止資産の減価償却

**Q** : 当社は、在庫調整のため一部の機械の稼働を停止させていますが、景気の動向によっては直ちに稼働できるように、保守管理を常時行っています。

ところで、この機械について減価償却してもよいでしょうか。

**A** : 直ちに稼働できるように常時保守管理が行われている機械は、減価償却ができます。

### 【解説】

法人税法上、固定資産のうち事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものは、減価償却資産とはなりませんので、生産調整等のために稼働を休止している資産は、原則として減価償却が認められないこととなります。

しかし、稼働を休止している資産であっても、その休止期間中必要な維持補修が行われていて、いつでも稼働し得る状態にあるものについてまで事業の用に供していないとすることは適当ではありません。

このような場合には、特に減価償却資産に該当するものとして減価償却が認められることとされています。

したがって、ご質問の機械の場合、直ちに稼働できるように常時保守管理が行われていますので、減価償却資産として減価償却することが認められます。

